



令和3年5月19日

各位

会社名 コンピューターマネージメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹中 勝昭
(コード番号: 4491 東証JASDAQ)
問合せ先 取締役兼専務執行役員 吉田 徹
(TEL: 06-4395-1000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和3年5月19日開催の取締役会におきまして、令和3年6月24日に開催予定の第40期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本件は令和3年6月24日に開催予定の第40期定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会の円滑な運営を図るため、定足数の緩和を図るものであります。
- (2) その他、一部表現の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略) (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 <u>出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数</u> をもって行う。 第17条～第45条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり) (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した <u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u> をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の <u>定めによる</u> 決議は、 <u>定款に別段の定めがある場合を除き</u> 、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 <u>その議決権の3分の2以上</u> をもって行う。 第17条～第45条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和3年6月24日 (予定)
定款変更の効力発生日 令和3年6月24日 (予定)

以上